

環境物品等の調達の推進を図るための方針

独立行政法人

工業所有権情報・研修館

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、平成23年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

I 特定調達物品等の平成23年度における調達の目標

平成23年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（平成23年2月4日閣議決定）。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1 紙類

情報用紙 (コピー用紙、フォーム用紙、 インクジェットカラープリンター用 塗工紙) 印刷用紙 (塗工されていない印刷 用紙、塗工されている 印刷用紙) 衛生用紙 (トイレットペーパー、ティッシュ ペーパー)	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

2 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

印章セット
印箱
公印
ゴム印
回転ゴム印
定規
トレー
消しゴム
ステープラー (汎用型)
ステープラー (汎用型以外)
ステープラー針リムーバー
連射式クリップ (本体)
事務用修正具 (テープ)
事務用修正具 (液状)
クラフトテープ
粘着テープ (布粘着)
両面粘着紙テープ
製本テープ
ブックスタンド
ペンスタンド
クリップケース
はさみ
マグネット (玉)
マグネット (バー)
テープカッター
パンチ (手動)
モルトケース (紙めくり用スポンジケース)
紙めくりクリーム
鉛筆削 (手動)
OAクリーナー (ウェットタイプ)
OAクリーナー (液タイプ)
ダストブロワー
レターケース
メディアケース
マウスパッド
OAフィルター (枠あり)
丸刃式紙裁断機

カッターナイフ
カッティングマット
デスクマット
OHPフィルム
絵筆
絵の具
墨汁
のり（液状）
（補充用を含む。）
のり（澱粉のり）
（補充用を含む。）
のり（固形）
のり（テープ）
ファイル
バインダー
ファイリング用品
アルバム
つづりひも
カードケース
事務用封筒（紙製）
窓付き封筒（紙製）
けい紙
起案用紙
ノート
パンチラベル
タックラベル
インデックス
付箋紙
付箋フィルム
黒板拭き
ホワイトボード用イレー
ザー
額縁
ごみ箱
リサイクルボックス
缶・ボトルつぶし機
（手動）
名札（机上用）
名札（衣服取付型・首下
げ型）
鍵かけ（フック含む）
チョーク

グラント用白線 梱包用バンド	
-------------------	--

3 オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

4 OA機器

コピー機等（コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機）	23年度に購入する物品及び23年度から新たにリース契約を行うものの調達目標は100%とする。
電子計算機	23年度に購入する物品及び23年度から新たにリース契約を行うものの調達目標は100%とする。
プリンタ等（プリンタ、プリンタ/ファクシミリ兼用機）	23年度に購入する物品及び23年度から新たにリース契約を行うものの調達目標は100%とする。
ファクシミリ	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
スキャナ	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
磁気ディスク装置	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
ディスプレイ	23年度に購入する物品及び23年度から新たにリース契約を行うものの調達目標は100%とする。
シュレッダー	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
デジタル印刷機	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
記録用メディア	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
一次電池又は小型充電式電池	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
電子式卓上計算機	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
トナーカートリッジ	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
インクカートリッジ	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
掛時計	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
プロジェクタ	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。

5 移動電話

携帯電話 PHS	23年度に購入する物品及び23年度から新たにリース契約を行うものの調達目標は100%とする。
-------------	--

6 家電製品

電気冷蔵庫等（電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
テレビジョン受信機	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
電気便座	調達の予定はない。
電子レンジ	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。

7 エアコンディショナー等

エアコンディショナー	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
ガスヒートポンプ式冷暖房機	
ストーブ	

8 温水器等

いずれの品目についても、調達の予定はない。

9 照明

照明器具（蛍光灯照明器具、LED照明器具、LEDを光源とした内照式表示灯）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
ランプ（蛍光ランプ、電気形状のランプ）	

10 自動車等

いずれの品目についても、調達の予定はない。

11 消火器

調達の予定はない。

12 制服・作業服

制服、作業服	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
帽子	

13 インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 なお、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
タフテッドカーペット、 タイルカーペット、織 じゅうたん	
ニードルパッチカー ペット	
毛布	
ふとん	
ベッド (ベッドフレーム、マッ トレス)	

14 作業手袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

15 その他の繊維製品

テント・シート類 (集会用テント、ブルー シート)	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
防球ネット	
旗、のぼり、幕	
モップ	

16 設 備

いずれの品目についても、調達の予定はない。

17 防災備蓄用品

飲料水 (ペットボトル飲料水)	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
食料 (缶詰、アルファ化米、 乾パン、レトルト食品)	
生活用品・資材 (毛布、作業手袋、テン ト、ブルーシート、一 次電池、非常用携帯燃 料)	

18 公共工事

公共工事	基本方針に位置づけられた資材、建設機械、工法及び目的物を使用する場合は、調達目標は100%とする。
------	---

19 役務

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	調達目標は100%とする。印刷用紙に関しては、1.紙類の調達目標による。
食堂	調達の予定はない。
自動車専用タイヤ更生	調達の予定はない。
自動車整備	調達の予定はない。
庁舎管理	調達の予定はない。
植栽管理	調達の予定はない。
清掃	調達目標は100%とする。 清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、その調達目標は100%とする。
機密文書処理	調達目標は100%とする。
防虫防除	調達の予定はない。
輸配送	調達目標は100%とする。
旅客輸送（自動車）	可能な限り基本方針に定める判断の基準を満たす者と契約するものとする。
照明機能提供業務	調達の予定はない。
小売業務	調達の予定はない。
クリーニング	調達目標は100%とする。
飲料自動販売機設置	調達の予定はない。

II 特定調達物品等以外の平成23年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

1. ゴミ袋を調達する場合は、文具等の判断の基準、配慮事項、調達目標（100%）に準じて調達する。
2. 上記のほか特定調達品目以外の環境物品等の調達にあたっては、エコマークや、エコリーフ等の第三者機関による環境ラベルの情報を十分に活用し、出来る限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努める。また、OA機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用している製品等の調達を行う。

Ⅲ. その他環境物品等の調達に関する事項

- 1 館内にグリーン調達のための推進体制を設ける。体制概要は別紙のとおり。
- 2 本調達方針は全ての部署を対象とする。
- 3 調達の実績は、各品目ごとに取りまとめ、公表する。
- 4 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- 5 全ての木質及び紙（間伐材、古紙を除く。）が、原料となる物品等の調達に当たり、合法性及び持続可能性の証明の確認を行う場合には、林野庁作成のガイドライン（平成18年2月15日作成）に準拠して行うよう努める。
- 6 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として基本方針で定められた自動車を利用するように働きかける。
- 7 本調達方針に基づく調達担当窓口は、総務部（総括担当）とする。

独立行政法人工業所有権情報・研修館グリーン調達推進体制

1. グリーン調達推進本部

本 部 長	理事長
副 本 部 長	理 事
本 部 員	総務部長
	情報提供部長
	活用促進部長
	情報管理部長
	相談部長
	研修部長
	人材育成部長
(事 務 局)	総務部

2. グリーン調達推進連絡会議

主 宰 者	総務部長代理（総括担当）
構 成 員	総務部長代理（契約担当）
	総務部長代理（広報・情報公開担当）
	情報提供部長代理（調整担当）
	活用促進部長代理（調整担当）
	情報管理部長代理（調整担当）
	相談部長代理（調整担当）
	研修部長代理（調整担当）
	人材育成部長代理（調整担当）